

附 則 (平成二七年四月三〇日内閣府)
財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号
この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則 (令和五年一二月二八日内閣府)
財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号
この命令は、公布の日から施行する。